

児童相談所一時保護所における 訪問アドボカシーの実践



川瀬 信一

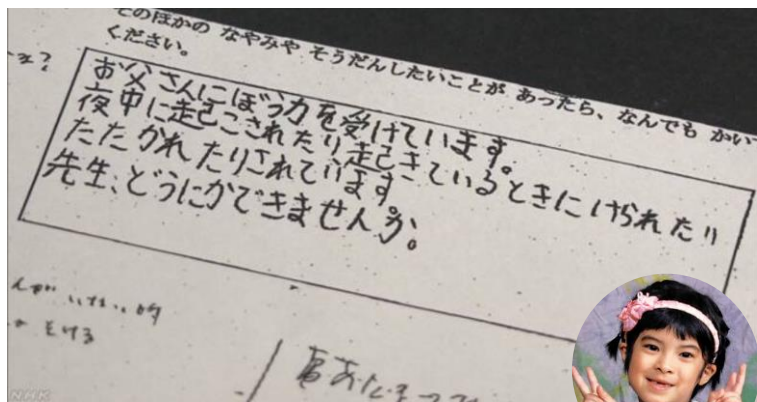
里親家庭、児童自立支援施設、児童養護施設を経験。
一般社団法人 子どもの声からはじめよう代表理事
内閣官房こども家庭庁設置準備室政策参与

子どもの声を尊重する 子どもアドボカシー

届かなかった声、救えなかった命。

野田小4女児虐待事件(2019年)

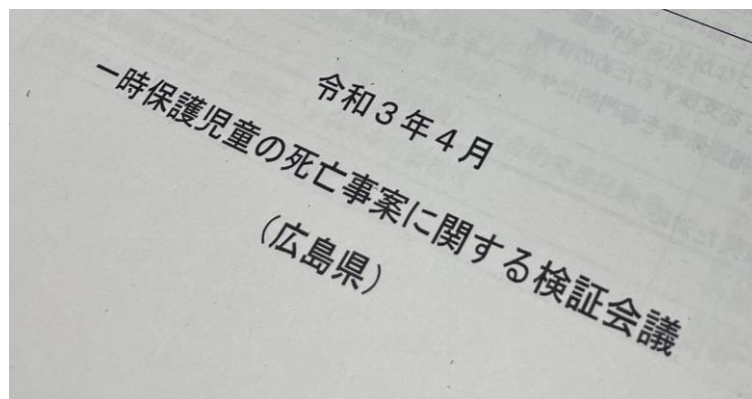
- ・学校で行われた「いじめに関するアンケート」で、父親から虐待を受けていることを告白。
- ・保護された児童相談所では「**お父さんが怖いから家に帰りたくない**」と伝える。
- ・親族方へ移った2か月後、父親が家に連れ返る。その後虐待がエスカレートし、亡くなった。



2019年2月5日朝日新聞デジタル版より

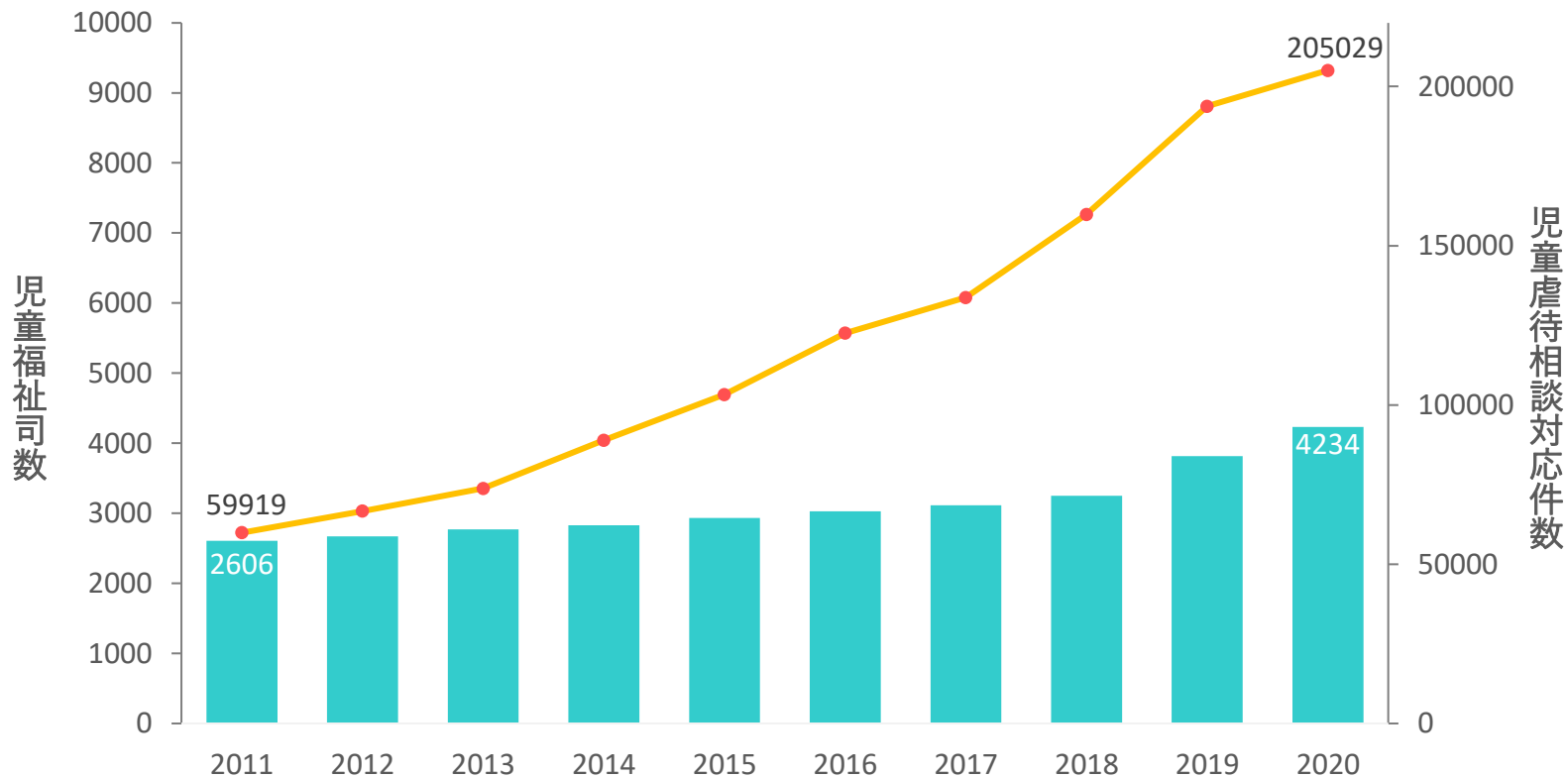
広島保護児童自死事案(2020年)

- ・「**母と離れたくない**」と訴えながら、一時保護により母と分離された生活を余儀なくされた。
- ・保護されてから亡くなるまでの約半年間、母親との面会を繰り返し希望していた。しかし、事実上面会は制限されていた。
- ・一時保護委託先の児童養護施設で亡くなった。



広島県 「一時保護児童の死亡事案に関する検証報告書」

増える虐待対応、追いつかない体制整備。



厚生労働省「児童相談所関連データ」より

児童福祉司 1 人あたりの対応件数が増加 (48.4/人)
子ども一人ひとりの声を丁寧に聴くことは困難

なぜ声を上げることは難しいのか。

親が離婚していて、それ以前の過去のことを、教えてもらえない。

担当の児童福祉司に意見を聴かれたことはほとんどない。毎年人が変わる。

里親のことを相談したら、出ていけと言われるのではないかと相談しにくい。

親のことを相談したら、親に伝わり怒鳴られた。それから相談していない。

いじめのアンケートに嫌だったことを書いた。けれど、何も変わらなかった。

職員は他の子の対応で忙しい。迷惑をかけないように意見はなるべく言わない。



厚生労働省（2021）
子どもの権利擁護に関するワーキングチーム「とりまとめ」

感情や思考が抑圧された経験は、深刻な影響を及ぼす。

- ・ 家族との関係回復や将来の夢を「あきらめた」経験の深刻さ。
- ・ 直面している困難が理解されないことによる孤立感・孤独感。
- ・ 自分が悪いと思いつけてきた。だから「助けて」と言えない。

自分の意に反して
施設や里親家庭での
生活を強いられた

相談したけれど
何も変わらなかった

自分の人生なのに
自分で決められない



児童の権利に関する条約（子どもの権利条約）

生きる権利

全ての子どもの命が
守られる



育つ権利

もって生まれた能力を十分に伸ばし
て成長できるよう支援を受けられる



守られる権利

暴力や搾取、有害な労働などから
守られる



参加する権利

自由に意見を表したり
団体を作ったりできる



ユニセフホームページより

アドボカシー＝声を上げること

英語の“advocacy”とは、ラテン語の“voco”に由来する言葉である。

“voco”とは、英語で“to call”のことであり、

「声を上げる」 という意味である。

西尾(2000)「社会福祉実践とアドボカシー—利用者の権利擁護のために」

アドボカシーを担うアドボケイト＝子どもの声そのもの

子どもアドボカシーは独自のサービスであり、

他のどんな子どもと大人の関係ともなっている。

アドボケイトは**子どもの声**である。



(Department of health=2009)

子どもアドボカシーの4理念



子ども情報研究センター(2018)

『「都道府県児童福祉審議会を活用した子どもの権利擁護の仕組み」調査研究報告書』

子どもアドボカシーの6原則



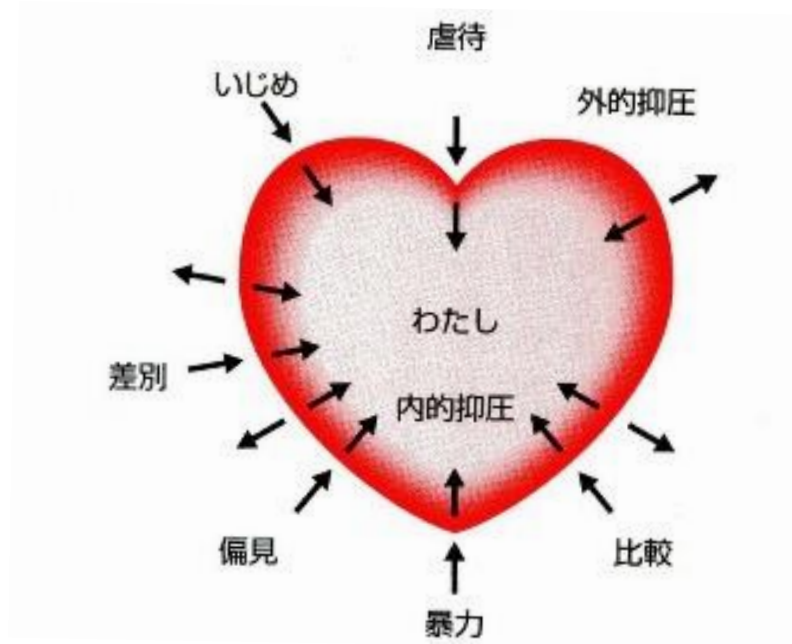
子ども情報研究センター(2018)

『「都道府県児童福祉審議会を活用した子どもの権利擁護の仕組み」調査研究報告書』

子どもアドボカシーの原則 1



肯定的パワー(権利意識、共感、連帯、信頼...)をもって、
外的抑圧(権力、抑圧、暴力、差別、いじめ...)と内的抑圧
の両方を取り除いていくこと。



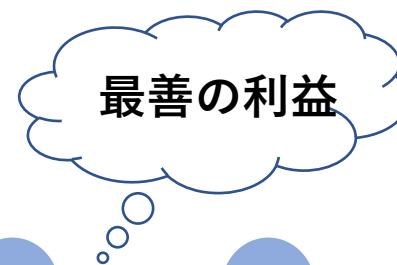
森田ゆり(1996)『子どもと暴力』

子どもアドボカシーの原則 2



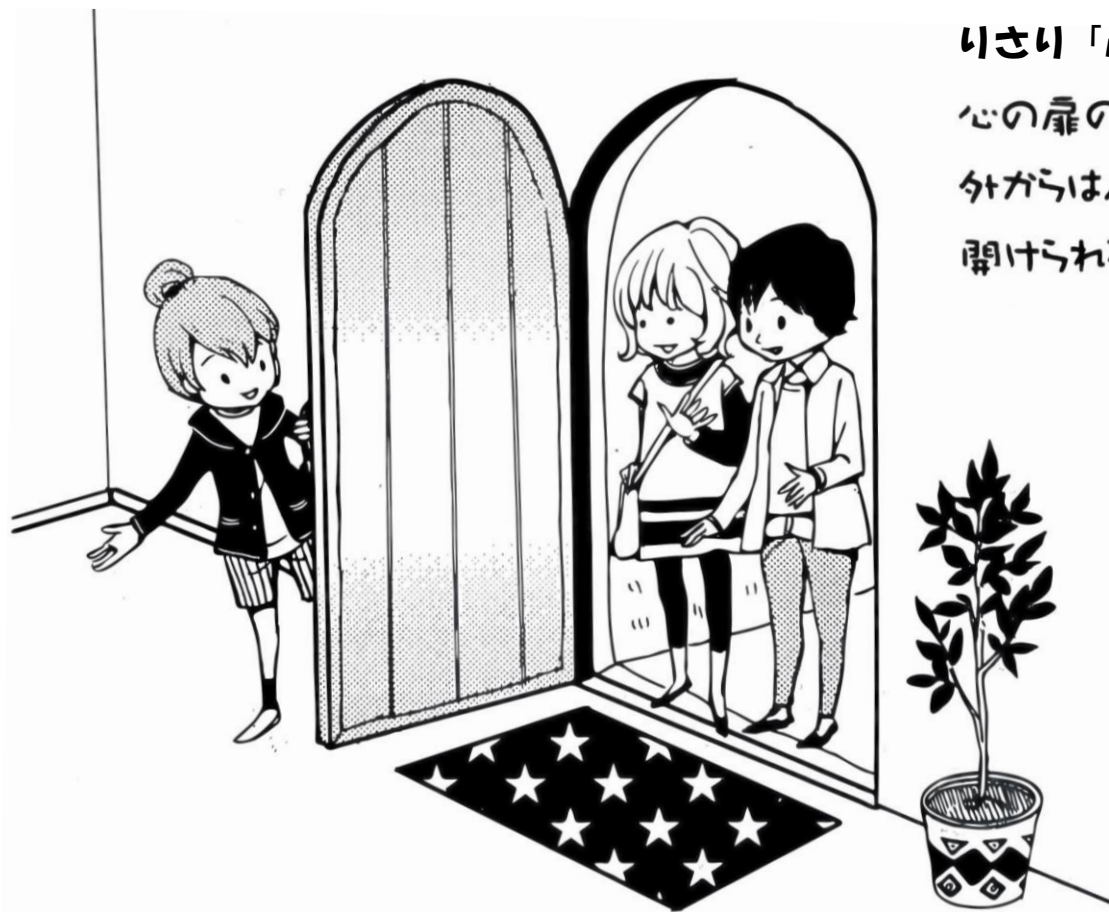
子どもがアドボカシーの過程を導く。アドボケイトは、子どもの表現された許可と指示のもとのみに行動する。それが「子どもの最善の利益」についてのアドボケイトの意見とは異なる場合でさえそうするのである。

(Department of health=2009;S1.2)



児童相談所職員 施設職員や里親など

声をあげる＝心のドアを開くこと



りさり「心の扉」

心の扉のドアノブは、内側にしかついていないから
外からはノックしかできない。こじ開けると壊れてしまう。
開けられるのは自分だけ

Children's Views & Voices
「社会的養護の当事者支援ガイドブック」

子どもアドボカシーの原則 3



アドボカシーサービスは、可能な限り、委託団体から独立して設立され運営される。そのことによってアドボケイトは子どものために働き、すべての利害の対立から自由であると子どもは信じることができる。(Department of health=2009;S6)



子どもアドボカシーの原則 4



プライバシーを常に尊重し、子どもの同意なしにはサービス外に漏洩しない。ただし子ども自身や他の人に「重大な侵害」が及びことを防ぐために必要な場合や、裁判所が命じた場合にはこの限りではないことも子どもに伝える。情報を破棄するときはその旨を子どもたちに伝えることを保証する。

(Department of health=2009;S7)



子どもアドボカシーの原則5

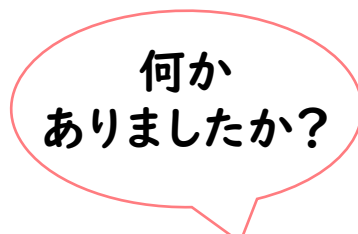
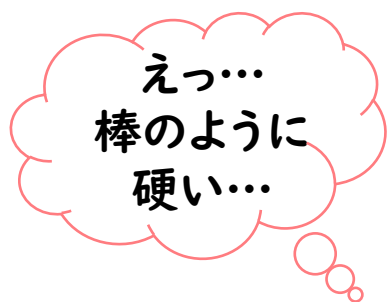


- ・ 障害を持つ子供及び黒人や他の民族マイノリティの子どもと接触し、かかわりをもつための積極的な行動をとる。
- ・ 性別、人種、宗教、文化、年齢、民族、言語、障害、セクシュアリティを理由にアドボカシーサービスへのアクセスと効果的な参加を妨げられる子どもがいないようにする。このことは例えば、アドボカシー事務所を訪ねることができない子どもの場合には、子どもが望む場所でアドボカシー会えるようにすることを意味している。
- ・ 障害児と乳幼児のコミュニケーションニーズに特別な関心を払う。そこには乳児と重複障害、知的障害の子どもが含まれている。

(Department of health=2009;S3)

あかちゃんのSOS

養育困難家庭を訪問した
助産師の松浦洋栄さん



村上靖彦(2021)『ケアとは何か 看護・福祉で大事なこと』

言葉を話さないあかちゃんも、体でサインを発している。

子どもアドボカシーの原則 6



「私たち抜きに私たちのことを語るなかれ」
アドボカシー活動に子どもが参加することにより、
活動は子どもたちにとってより魅力的で効果的なものになる。

(参加場面の例)

- ・ アドボケイトの募集・採用・
- ・ アドボカシー実践への助言
- ・ 広報
- ・ サービス評価
- ・ ケアリーダーアドボカシー



Coram Voice 「Care experienced? Want support? Find out about Always Heard」

子どもが望むアドボカシー

こんな人に聞いてほしい！

怒らない人

優しい人

同性がいい

同じような環境で育った人

最後まで話を聴いてくれる

秘密を守ってくれる人

ゆっくり聴いてくれる人

明るすぎず暗すぎない人

こんな人には言いたくない

怖そうな人

「〇〇したら」という人

施設のことを知らない人

自分の意見を押し付ける人

話したことを人に言う人

何度も聞き返す人

意見が変わる人

ころころ代わる人

Children's Views & Voices 「子どもの声聴かせてワークショップ」

子どものパートナーになるために大切なことは、
子ども自身が教えてくれている。

子どもの声からはじめようの取り組み

Vison 子どもの声が尊重される社会を実現する

2018



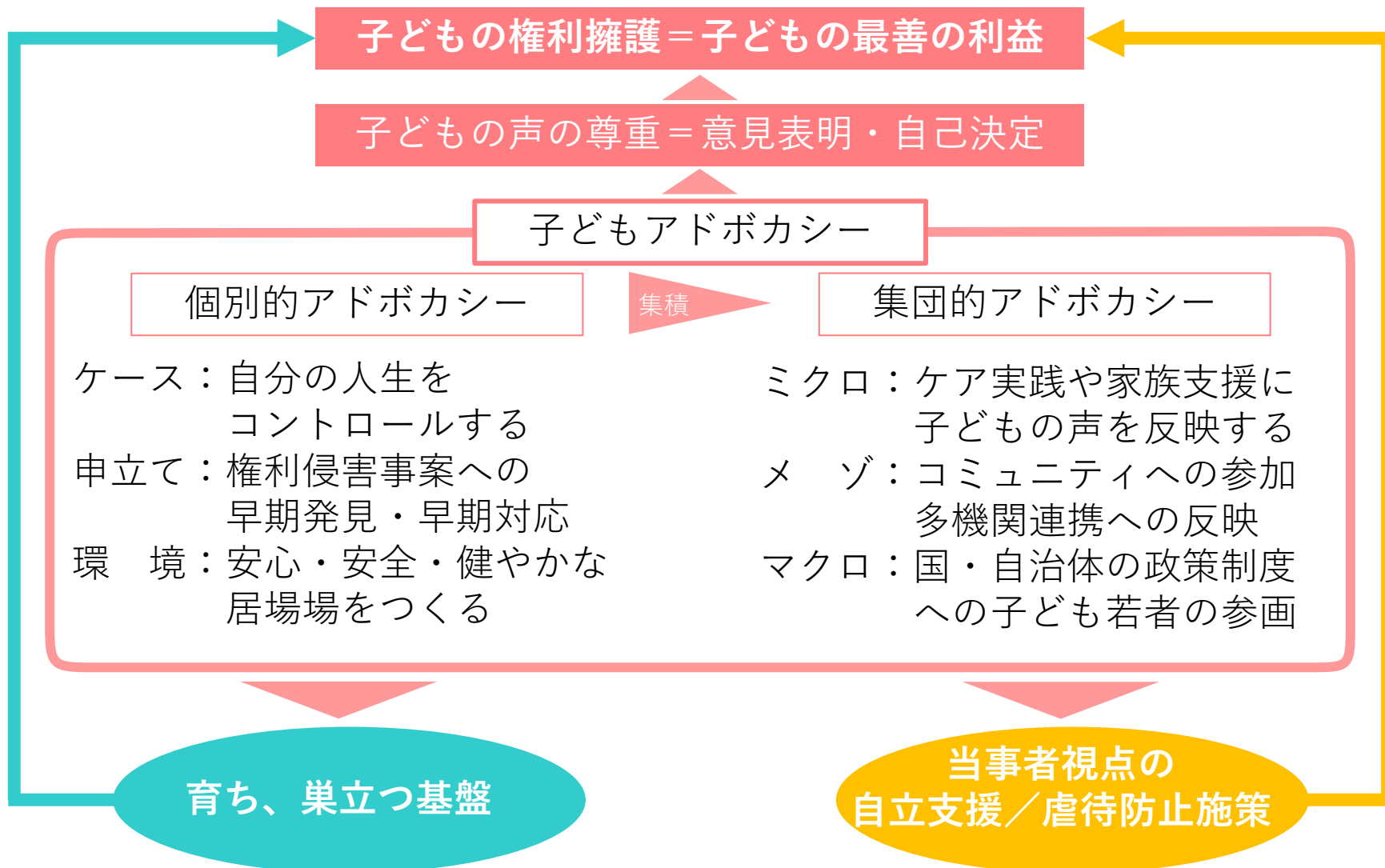
カナダ・オンタリオ州の
アドボカシー実践に学ぶ
学習会+政策提言発表会
(全8回、延べ200人参加)

2019

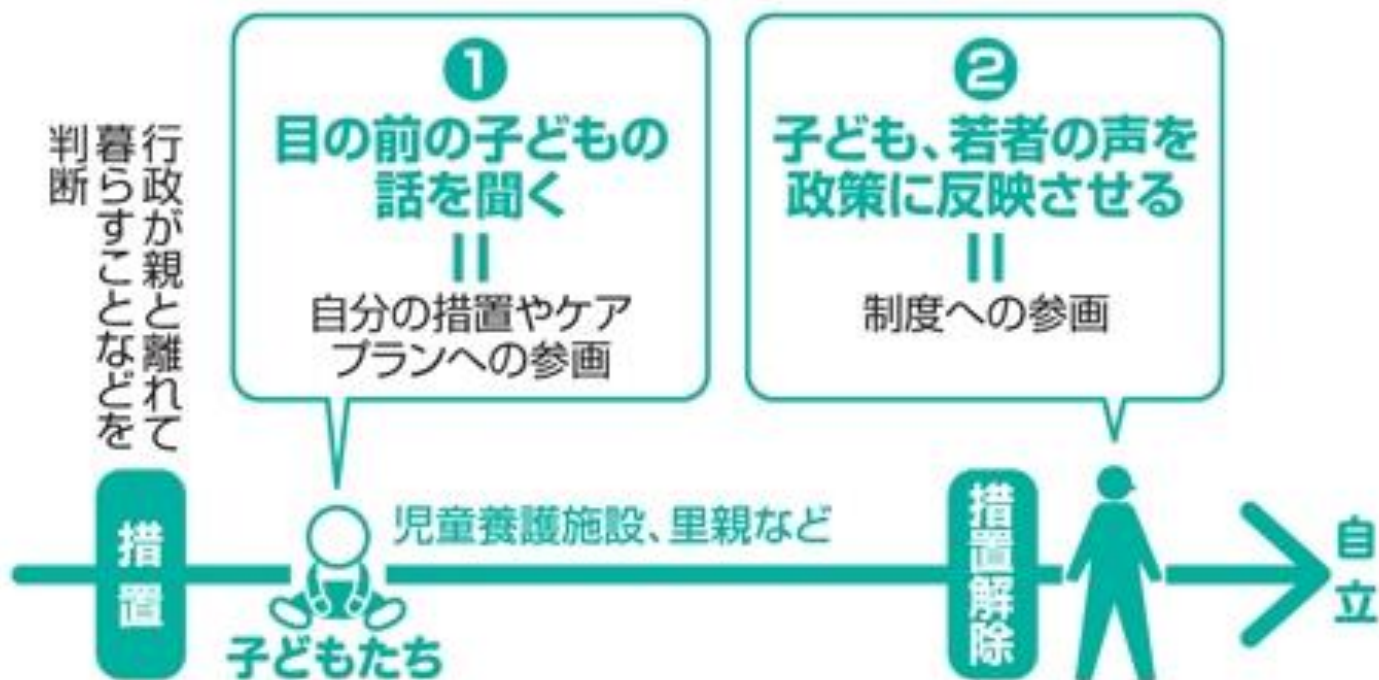


イギリスJane Dalrymple氏招聘
シンポジウム(約160名参加)
アドボケイト養成講座
(前後期、延べ90名参加)

子ども権利擁護の始点に子どもの声を



いつ子どもの声を聴くのか



朝日新聞2019年9月8日「子どもアドボカシーを考える」

それぞれのタイミングで、声を上げられる環境が必要

アドボケイトの養成とチームビルディング

- 子どもアドボカシー基礎講座
4時間×4日間＝**16時間**（オンライン）
105名参加
- 子どもアドボカシー実践講座
4時間×4日間＝**16時間**（オンライン）
8時間×2日間＝**16時間**（対面実施）
37名参加
- アドボケイト登録面談
養成講座修了者を対象に面談を実施
- アドボケイト登録
登録者から特別区児童相談所への
訪問メンバーを選任（**9名**）

講座カリキュラム（一部）

チームビルディング

子ども理解を深める

子どもアドボカシーの理念・原則

アドボケイトの役割と守秘義務

フォーマルアドボカシーの現状と課題

子どもアドボカシーのジレンマと対処

トラウマインフォームドケア

独立・専門・訪問アドボカシーの実際

人間関係づくり演習

子どもアドボカシーのプロセス

アドボカシーツールの開発

リフレクション

児童相談所一時保護所における訪問活動

- 令和3年6月から開始。
- 毎週土曜日の9:30～11:30（2時間）
- アドボケイト4～7名が男子ユニット・女子ユニット・幼児ユニット分園に分かれて活動。延べ**50**回、延べ人数で**211**人が訪問。
- 新規入所者を対象としたアドボカシーの説明会、子どもの権利を知り考えるワークショップを月**2**回、定期的を実施。
- 遊びを通じて信頼関係を築き、子どもからのリクエストにより話を聴く。申し出があれば、一時保護所の職員、児童福祉司・心理司、家族等への意見表明をサポートする。
- 一時保護所や今後の生活に関すること、学校や学習に関することなどについて
 - ・個別面談・・・・・・・・・**138**件
 - ・意見表明の申し出・・・・・・・・**43**件



アドボカシーの全体説明（月2回）
新規入所者を対象にアドボカシーの説明
子どもの権利を学ぶワークショップ実施

ラポール形成
スポーツ、遊びなど、
体験の共有を通じて信頼関係を築く

ポスターの掲示
・アドボカシーについて
・訪問日時
・訪問メンバー写真・プロフィール

アドボカシーの説明（個別）
新規入所者に個別で説明

おはなしポスト
アドボカイトと話したい人は
チケットを投函すると
面談を予約することができる

個室対応になっている
子どもへの声かけ

面談結果の確認

子どもがアドボカイトに気持ちや考えを話す

142件



虐待等の開示
権利侵害事案

0件

意見表明の申し出 なし

次回以降も声かけを継続

54件

あり

「伝えたいこと確認書」や手紙で、伝えたいことを本人が書く（またはアドボカイトが代筆する）

①子どもが自分で伝える

②アドボカイトと一緒に伝える

③アドボカイトが代わりに伝える

一時保護所の生活やルール
人間関係や職員の対応など

ケースワークに関することや
親やきょうだいとの通信など

一時保護所職員・係長・課長

アドボカシー担当職員



児童福祉司・児童心理司

家族など

学校など

面談

○定例研究会（毎月最終訪問日の午後に実施）

- ・ アドボケイトが1か月の実践を振り返り、社会的養護経験者、学識経験者、弁護士、児童精神科医らから助言と指導を受ける。
- ・ 訪問から得た気付き（職員の対応や保護環境の良い点、改善すべき点）を共有し、整理する。

○定例協議会（毎月最終訪問日の翌週に実施）

- ・ 1か月の活動報告
（訪問日時、訪問人数、面談・意見表明の件数、アドボケイトの意見）
- ・ 活動報告に基づく協議

個別対応：行動化がみられる子ども等への個別対応の適正性

通信交流：友人との連絡、娯楽、学習、調べ物を目的としたネット利用

学習保障：成績、受験への不安、教科や学習内容・方法

○成果と課題

・こどもの視点

対話が安心感につながっている
意見を言っていることを実感
独立した立場が理解されている
秘密を守る存在としての信頼感
ケースワークへのはたらきかけ

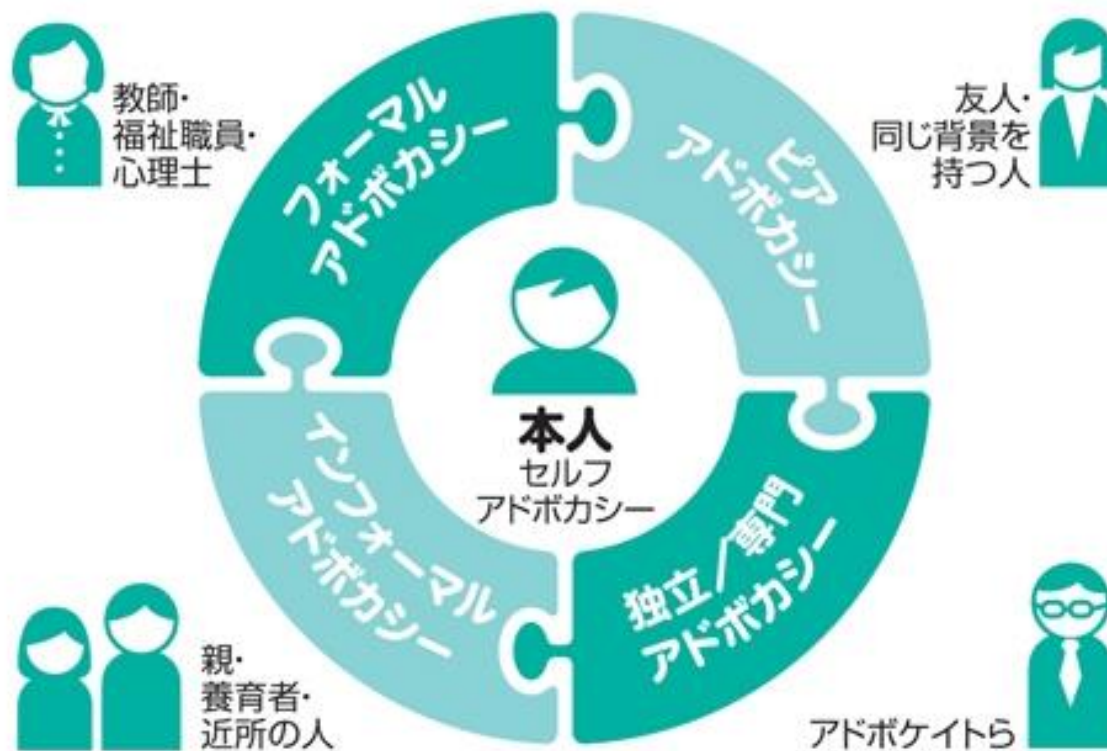
訪問時間・面談時間が短い
自ら相談できない児童への対応
プライバシーに配慮した声掛け
外国語やハンディキャップ対応
意見表明後のフォローアップ

・運用の視点

システム改善へのアプローチ
フォーマルアドボカシーの促進
アドボカシーの文化への貢献

権利擁護委員等との多機関連携
アドボカイトのケア
独立性の堅持と財源確保の両立

アドボカシーはジグソーパズル



それぞれの立場が補完し合い子どもの声を聴くことが大切

なぜ第三者が声を聴くことが必要なのか



専門職として、また養育者として、時に子どもの気持ちに反することをしないといけないことがある。

なぜ第三者が声を聴くことが必要なのか



利害関係が強いほど、本音は伝えにくい。
相手を傷付けたり、関係をぎくしゃくさせたくないからだ。

どちらがちひろさんの本当の声なのでしょうか

ちひろさんは、朝、
担任の先生に言いました。

ちひろさんは、放課後
保健室の先生に言いまし
た。



たたかれるから
おうちには
かえりたくない



やっぱり
おうちに
かえりたい



どちらも、ちひろさんの本当の声。

たたかれるのは痛い。最近、どんどん強く

たたかれるように。もうがまんできない

たたかれるからおうちにはかえりたくない

先生や友達は味方でいてくれる。きょうだいともはなれたくない。

やっぱりおうちにかえりたい



相手や環境によって、伝えたいことが変化することもある。

アドボカシーのジレンマとネガティブケイパビリティ

相手のことを
理解したつもりにな
ってはいけない

相手のことを
理解するために
声をかけ、耳を傾け続ける



帚木蓬生(2017)
『ネガティブ・ケイパビリティ
答えの出ない事態に耐える力』

答えの出ないものに共に向き合い続ける力を。

(参考)訪問回数、訪問人数、説明会・WS回数、
個別面談件数、意見表明対応件数(2021年6月～)

年	月	訪問回数	訪問人数	説明会	権利WS	個別面談	意見表明
2021	6	4	26	1	1	0	0
	7	5	28	1	1	17	6
	8	4	20	1	1	10	4
	9	4	19	2	1	12	5
	10	5	24	2	1	11	5
	11	4	18	2	1	6	4
	12	4	18	2	2	3	0
2022	1	5	20	2	2	17	8
	2	2	8	1	1	12	1
	3	4	16	2	2	13	3
2021年度計		41	197	16	13	101	36
	4	5	21	2	2	16	4
	5	4	16	2	2	6	2
	6	4	17	2	2	10	9
	7	5	25	1	1	4	2
	8	4	24	2	2	5	1
総計		63	300	25	22	142	54

(参考)制度的な背景 改正児童福祉法(令和6年4月1日施行)

①全ての子どもについて、特に**養育環境を左右する重大な決定**に際し、**子どもの意見・意向を聴き、子どもが参画する**中で、子どもの最善の利益を考えて意思決定がなされることが必要(中略)、児童相談所による措置等の際に、子どもの意見・意向を意見聴取等の方法により把握し、子どもの最善の利益を考慮しその措置等に勘案する。

②子どもは一人では意見を形成し表明することに困難を抱えることも多いと考えられることから、都道府県は(中略)意見・意向表明支援員(=**アドボケイト**)の配置等必要な体制の整備に努め

③子どもの意見・意向を処遇等に適切に反映させていくため、意見・意向を受け止め、必要に応じて児童相談所等と調整を図り、対応の改善を促す機能を有する独立性を確保した権利擁護機関(児童福祉審議会の活用)の調査審議・意見具申が適切に行われる仕組みの整備等により、子どもの権利擁護の環境整備を行うことを都道府県の**義務**とする。

(参考)制度的な背景 こども基本法(令和5年4月1日施行)

第一条 (目的)

日本国憲法や（日本政府が1994年に批准した）子どもの権利条約の精神にのっとり、全てのこどもが自立した個人として、ひとしく健やかに成長することができる社会の実現を目指す。

第三条 (基本理念)

- 一 全てのこどもについて、その年齢及び発達に応じて、その意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮されること。
- 二 適切に養育されること、生活を保障されること、愛され保護されること、その健やかな成長及び発達、並びにその自立が図られること、教育を受ける機会が等しく与えられること。
- 三 年齢や発達に応じて、自己に直接関係する全ての事項に関して意見を表明する機会及び多様な社会的活動に参画する機会が確保されること
- 四 その意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮されること